

議 事 録

| | |
|-------|--|
| 会議の名称 | 平成29年第2回本庄市農業委員会総会 |
| 開催日時 | 平成29年2月27日（月） 午後2時から 午後3時55分まで |
| 開催場所 | 本庄市役所 職員厚生室 |
| 出・欠席者 | 別紙のとおり |
| 議 題 | <ol style="list-style-type: none"> 1 第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第7号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） 3 第8号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 4 第9号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 5 第10号議案 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について 6 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について 7 報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 8 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 9 報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 10 報告第7号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について 11 報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 配付資料 | <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年第2回本庄市農業委員会総会議案 2 本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について 3 平成29年第2回総会 その他連絡事項 4 農地利用最適化推進委員の皆様をお願いしたいこと |
| 主 管 課 | 農業委員会事務局 |

| 会 議 の 経 過 | |
|-----------|---|
| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
| 事務局長 | <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。</p> |
| 清水会長代理 | 平成29年第2回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。 |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 田端会長 | <p>皆さんこんにちは。だいぶ春めいてきて、やっと我々の季節になったと思います。地区代表の皆さんは、人農地プランの検討委員になっておりますので、本日、午後1時より会議があり、お疲れさまでした。2時から農業委員会総会ですが、確定申告にて大会議室が使用されているため、こちらの職員厚生室で行います。例年、この会場は寒いと感じておりましたが、春めいてきましたので、この会場で問題ないと思います。総会後には、新農業委員会制度移行に伴う調整会議もあり、立て込んでおりますが、皆さんのご協力により、着々と進んでおります。先日、市長と話す機会がありまして、調整会議が進んでいることを申し上げておきました。本日も、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>本日、19番武政委員より、欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名中35名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となることになっておりますので、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、20番亀田委員と21番高橋清一郎委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたしま</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>す。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>第6号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>第6号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第6号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページ及び3ページをご覧ください。申請件数は、8件でしたが、整理番号5及び整理番号8の許可申請2件が取り下げになりましたので、6件となります。その内訳は、売買による所有権移転4件及び贈与による所有権移転2件でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりました、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号1を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、栗崎地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、庄田委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号1につきまして、庄田委員より報告をお願いいたします。</p> |
| 庄田委員 | <p>24番庄田です。報告させていただきます。受人につきましては、大変、一生懸命農業を行っている農家であり、申請地が受人農地の隣地であるということで売買が成立いたしました。皆さまのご審議よろしくお願いま</p> |

| | |
|------|---|
| | す。 |
| 議長 | <p>整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号2を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、亀田委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われま。以上でございます。</p> |
| 議長 | 整理番号2につきまして、亀田委員より報告をお願いいたします。 |
| 亀田委員 | <p>20番亀田です。調査報告させていただきます。議案書を頂いてから2回ほど受人の自宅に訪問したのですが、ご本人には会えず、奥さんに会い、話を訊いたところ、すでにある借地では、米作をしており、今回新たに買い入れる農地でも米作をする予定だそうです。農機具等も揃っております。皆さまのご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号2について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号3を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑13筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、飯島委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しました</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>ところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号3について、飯島委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 飯島委員 | <p>2番飯島です。報告します。受人と渡人は親子でありまして、同じ敷地内に別棟を建てまして、それぞれ住んでおります。受人の夫が定年後、受人と2人で農業を行っております。渡人の親も高齢になりましたので、贈与したいということです。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号3について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号4を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号4について、高橋清一郎委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 高橋清一郎委員 | <p>21番高橋清一郎です。説明させていただきます。渡人は遺産相続にて農地を譲り受けまして、今は神川へ嫁いでおります。申請地が自宅から遠いためになかなか農作業ができないこともあり、畑が荒れる状況です。受人は事業拡張のためにその農地を買い入れるということです。皆さまのご審議よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号4について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> |

| | |
|------|---|
| | 次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | <p>整理番号6を説明いたします。3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の田1筆及び児玉町蛭川地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、荻野委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | 整理番号6について、荻野委員の報告をお願いいたします。 |
| 荻野委員 | 37番荻野です。報告します。受人は両親と一緒に3人で耕作している農家であり、米と玉葱を生産しております。今回、経営規模拡大のため農地を購入するとのことでした。皆さまのご審議よろしく申し上げます。 |
| 議長 | <p>整理番号6について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号7を説明いたします。3ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町小平地内の畑8筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、間正委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | 整理番号7について、間正委員の報告をお願いいたします。 |
| 間正委員 | 35番間正です。報告させていただきます。渡人は、90歳を過ぎた高齢者であり、子供たちが全員家を出てしましまして、現在同一屋敷内に、受人と別棟ですが住んでおります。受人は渡人の孫であり、農家を手伝っており、渡人は孫に生きているうちに農地を渡したいそうです。皆さまのご審議よろしく申し上げます。 |
| 議長 | 整理番号7について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。 |

| | |
|-------------|---|
| | <p>す。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、第7号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>第7号議案を説明いたしますので、4ページをご覧ください。第7号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、5ページ及び6ページをご覧ください。今回の申請件数は、8件です。田3筆、畑14筆の面積合計20,430㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画のうち整理番号8の畑2筆については、平成28年第12回総会での議決により農地法3条許可を受け、所有権が移転された農地であるため、三年三作の権利移動制限期間内です。したがって、整理番号8の畑2筆については、今回の農用地利用集積計画に入れるべきではないと考えます。そのほかの7件、つまり田3筆、畑12筆の面積合計8,697㎡の利用権設定については、4要件全てを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p> |

| | |
|--------|---|
| 議長 | 第7号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。 |
| 清水会長代理 | 14番清水です。整理番号8の案件ですが、12月の農業委員会総会で3条申請に出されたもので、田端会長と奥原委員が欠席でしたので、私が調査報告をしたところです。自ら耕作するという3条許可申請が提出され、許可をされた後に、所有権が移転されたのですから、特別な理由がないというのであれば、利用権設定はできないと思います。特別な理由があるのですか。 |
| 中村主査 | 特別な理由はありません。 |
| 議長 | 整理番号8については、ほかに質疑はありますか。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。第7号議案の農用地利用集積計画のうち、整理番号8を除く7件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、第7号議案の農用地利用集積計画のうち、整理番号8を除く7件については原案のとおり決定いたしました。 次に、第8号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。 |
| 事務局長 | 第8号議案を説明いたしますので、7ページをご覧ください。第8号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、8ページをご覧ください。申請件数は、2件でございます。以上でございます。 |
| 議長 | それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | 整理番号1を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の田1筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、敷地拡張用地です。申請事由は、通路整地工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田芳野委員でございます。 申請地は、9ページをご覧ください。4-1については、農用地区域か |

| | |
|--------|---|
| | <p>ら除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が敷地拡張用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号1について、池田芳野委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 池田芳野委員 | <p>33番池田芳野です。整理番号1について説明いたします。9ページの4-1の地図をご覧ください。道路から申請人の家に行く通路として以前は、現在の通路の西にある申請人の兄の敷地を使用していました。その兄が通路分も自分の敷地として利用するとのことで、その当時隣の田のところに通路を移して現在に至っています。地目が田のままなので通路として利用すべく敷地にしたいとのことです。皆さまのご審議よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号2を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、敷地拡張用地です。申請事由は、住宅建築工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、高橋清一郎委員でございます。</p> <p>申請地は、10ページをご覧ください。4-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が敷地拡張用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p> |

| | |
|---------|--|
| 議長 | 整理番号2について、高橋清一郎委員の報告をお願いいたします。 |
| 高橋清一郎委員 | 21番高橋清一郎です。説明させていただきます。事務局より説明がありましたとおり、問題がないということになっておりまして、見に行ってきましたが、屋敷内に娘さんの家を造るということです。皆さまのご審議よろしくをお願いします。 |
| 議長 | <p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第9号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p> |
| 事務局長 | <p>第9号議案を説明いたしますので、11ページをご覧ください。第9号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、12ページ及び13ページをご覧ください。申請件数は、14件で、所有権移転7件、賃貸借権1件及び使用貸借権6件でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | <p>整理番号1を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できません</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>が、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号1について、私、田端から報告いたします。14ページの5-1の地図をご覧ください。申請地付近は、農地転用により太陽光発電施設用地が多く存在しております。5-1は旧道に接しております。使用貸借権で息子が太陽光発電施設を造るということです。皆さまの慎重審議よろしくお願いいいたします。</p> <p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請については、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号2を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑6筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、長沼委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号2について、長沼委員より報告をお願いいいたします。</p> |
| 長沼委員 | <p>8番長沼です。報告させていただきます。受人の会社は、申請地のすぐ隣にありまして、増産体制により増員を予定しているとのことで、駐車場の不足が生じている状況です。渡人は、高齢であり、夫も何年も前に亡くなり、農業はずっとやっていたいなかった状況で、この会社に農地を使ってもらえないかと以前から相談していたようです。もう1人の渡人は、農地の</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>利便性の問題から、受人との協議が整ったようです。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。本案件は、転用面積が3,000㎡超のために、来月2日の埼玉県農業会議常設審議委員会で意見を求めることとなります。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号3を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、四方田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、杉田委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号3について、杉田委員より報告をお願いいたします。</p> |
| 杉田委員 | <p>4番杉田です。5-3の地図をご覧ください。右側の四角が宅地用地で、細長いところが通路です。受人に会ったところ、道路がないため農地を通路として転用申請を出したそうです。皆さまのご審議よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたしま</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>す。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号4を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-4については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号4の地区担当は、武政委員ですが、本日、欠席ですので、本案件の調査報告を宮部委員に依頼してあります。宮部委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 宮部委員 | <p>3番宮部です。5-4の地図をご覧ください。申請地の周りは、住宅地です。現場確認をしたところ、そのとおりの状況でした。皆さまのご審議よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号5を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、下仁手地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、小暮委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号5について、小暮委員より報告をお願いいたします。</p> |
| 小暮委員 | <p>22番小暮です。報告させていただきます。渡人と受人の夫婦が親子関係です。受人の子供が来年小学校へ入学する予定で、受人は仕事をしておりますので、入学後の子供の面倒をどうするのかという話になったそうです。また、その小学校は、児童数が少なく、10人にも満たない学年もあるので、子供が増えて良いのではないかと思います。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号6を説明いたします。12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆及び児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号6について、私、田端より報告いたします。14ページをご覧ください。先ほどご覧いただきました5-6の付近は殆ど太陽光発電施設用地になっておりまして、ここから本泉まで太陽光発電所のように。皆</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明をお願ひいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号7を説明いたします。13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、長沼委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-7については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | 整理番号7について、長沼委員の報告をお願ひいたします。 |
| 長沼委員 | <p>8番長沼です。報告いたします。5-7の地図をご覧ください。受人は、渡人の娘婿であり、親子関係です。渡人は、申請地を相続にて譲り受けたもので、この農地を利用して娘家族に家を建てさせたいとのこと。使用貸借で貸しておいて、将来は娘の土地になると思ひます。場所は、青地が近くにありますが、ここは家が建てられる場所であり、過疎対策になるのではと思ひます。皆さま方のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号8についてですが、整理番号9と渡人が同一であり、申請地についても、隣地であることから、整理番号8及び9を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>まず、整理番号8を説明いたします。13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田芳野委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-8については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が敷地拡張用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。</p> <p>次に、整理番号9を説明いたします。13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田芳野委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-9については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が敷地拡張用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号8及び9について、池田芳野委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 池田芳野委員 | <p>33番池田芳野です。整理番号8番と9番について説明いたします。8番の受人と渡人、9番の受人は兄弟の間柄です。20ページの5-8と5-9をご覧ください。拡大図もあります。受人2人の下の道路は、補助整備をしたときに拡張されたものです。このときに、分断された畑が道路の</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>南側にあり、渡人である兄が購入していました。受人2人が所有者の兄にその畑を譲ってほしいと以前より申し入れをしたところ、今回譲り受けることになりました。皆さまの審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号8及び9について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号10について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号10を説明いたします。13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町元田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂本委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-10については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号10について、坂本委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 坂本委員 | <p>17番坂本です。整理番号10番について報告いたします。21ページの地図をご覧ください。〇〇〇〇〇と旧道の分かれ目のところで、窪地になっています。この場所は、毎年、農地パトロールのとき、荒廃農地になっており、草がたくさん生えております。現在、草は枯れているのですが、この一体は窪地で河原に近く荒れており、受人と渡人の間に不動産業者が入り、太陽光発電施設用地の話がまとまりました。ここに太陽光発電施設</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>ができれば、荒廃農地が少なくなり、良くなると思います。周りにも太陽光発電施設ができております。この辺は、河原に向いて太陽光発電施設ができると思います。皆さまのご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号10について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号11について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号11を説明いたします。13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町河内地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂本委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-11については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号11について、坂本委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 坂本委員 | <p>17番坂本です。渡人が経営している会社で使用貸借で太陽光発電施設を貸すということです。申請地は、秩父児玉線の端にあり、この周辺は殆ど太陽光発電施設用地になっています。申請地は、一時会社の駐車場に貸しておりましたが、畑に戻しており、最近、草が生えて荒れておりました。申請人の自宅に入る道路の端であり、太陽光発電施設ができれば、きれいに整備されるので、良いと思うような場所です。皆さまのご審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号11について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>それでは、お諮りいたします。整理番号 1 1 の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号 1 2 について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号 1 2 を説明いたします。1 3 ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の田 1 筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、2 2 ページをご覧ください。5 - 1 2 については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が 1 0 ヘクタール以上の集団の農地であることから第 1 種農地と判断いたしました。第 1 種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、転用目的が自己用住宅用地であるため、第 1 種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号 1 2 について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 宮部委員 | <p>3 番宮部です。受人は、渡人の孫です。自己用住宅用地として使用したいとのことです。皆さまのご審議よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号 1 2 について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号 1 2 の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号 1 3 について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号 1 3 を説明いたします。1 3 ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑 1 筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部委員でございます。</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-13については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号13について、宮部委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 宮部委員 | <p>3番宮部です。22ページの5-13の地図をご覧ください。申請地のところに水路を30年前に造ったそうです。それが飛地だったそうで、受人と渡人で話し合った結果、今回の申請に至ったそうです。皆さまのご審議よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号13について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号13の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号14について、事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>整理番号14を説明いたします。13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-14については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>整理番号14の地区担当は、武政委員ですが、本日、欠席ですので、本案件の調査報告を宮部委員に依頼してあります。宮部委員の報告をお願いいたします。</p> |
| 宮部委員 | <p>3番宮部です。23ページをご覧ください。〇〇〇〇〇の南側です。周</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>辺に農地はないです。資材置場として使用したいとのこと。皆さまのご審議よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>整理番号14について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> |
| 間正委員 | <p>35番間正です。ここは、〇〇〇〇〇〇〇〇の付近になります。400坪を超える面積の場所に資材置場を設置するということですが、子供たちに対して、心配ないものができるか事務局に伺いたいと思います。よろしくお願ひします。</p> |
| 中西補佐 | <p>事務局中西です。計画では、電気工事の有限会社が資材置場としての利用を計画しております。場所は、〇〇〇〇〇の駐車場の西にあたる場所です。申請書によりますと、ケーブルドラムという木製のドラムやエフレックスと呼ばれる電線を通す管を設置するということ。下は、砂利を少し敷き、マンホールを配置する計画になっております。以上です。</p> |
| 間正委員 | <p>子供たちが出入りできないような塀は設けますか。</p> |
| 中西補佐 | <p>申請書では、道路側以外は崖になっておりまして、中に入ることは難しいと思います。南側の出入口につきましては、門扉を設ける計画になっているかどうか明確ではありません。以上です。</p> |
| 間正委員 | <p>ここは、毎日、子供たちが出入りしている場所ですね。それを考慮すると許可が出れば木製のドラムや引き上げてきたもの等、様々なものを設置するようになると思うのですが、塀も作らない、出入り自由ということで許可をするというのは異義があります。</p> |
| 議長 | <p>この申請地は、元々田んぼで湿地帯です。ここを埋めて、使用するようになっていると思います。間正委員の指摘どおり、危険でないように土地利用図が提出されていると思いますが、事務局、確認してください。</p> |
| 中西補佐 | <p>土地利用図については、先ほど申し上げたものが書いてあるだけでございますが、本日の農業委員会の審議の結果を踏まえて、間正委員のご指摘を申請代理人に指導することを条件に許可したら良いのではと考えますがいかがでしょうか。</p> |
| 間正委員 | <p>そこを明確にしてから審議をもう一度やりたいと思いますので、今回は、保留にさせていただきたいです。</p> |
| 池田委員 | <p>26番池田です。申請地は水路であり、このままの方が危険な場所であると思います。許可を得た後、土盛をして水路をきちんと整備すると、今より良くなると思います。</p> |
| 間正委員 | <p>許可が出た後、どのように施工するのか申請書で分からなければ、事務局が調査して報告していただきたいと思います。</p> |

| | |
|---------|---|
| 高橋清一郎委員 | 21番高橋です。早急に結論を出す必要はないのだから、事務局で調査し、申請者に指導し、来月、改めて議論する方が良いと思います。 |
| 議長 | <p>高橋清一郎委員及び間正委員より、保留した方が良いということです。皆さん、保留でよろしいですか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>異議ありませんので、整理番号14については、これを保留することに決しました。</p> <p>次に、第10号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局長 | <p>第10号議案を説明いたしますので、24ページをご覧ください。第10号議案本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の4第1項第27号イの規定により、本庄市長から意見を求められたので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄農業振興地域整備計画及び本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画について、別冊のとおり変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、農用地利用計画の変更に係る申出書が本庄市長へ提出された案件について、本庄市農業振興整備促進審議会で審議する前に、農業委員会や土地改良区などの関係機関に意見を求め、当該計画の変更が適切かどうかの協議をして、その意見を本庄市長に回答するものです。</p> <p>申出内容については、別冊の1ページ及び2ページをご覧ください。今回の申出内容は、農用地区域への編入1件及び農用地区域からの除外案件3件でございます。農用地区域への編入1件については、分家住宅により農用地区域から除外されたもののうち、分家住宅の計画変更により宅地面積が縮小され従前の農地が残存するため、その農地を農用地区域に編入するものです。農用地区域の除外については、本庄市のすべての農用地が国営神流川かんぱい事業の受益地となっていることから、平成26年度から8年間は、原則、除外が認められなくなりましたが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅など集落の連たん性のある地域で、法の定める基準にしたがって、例外的に認めることとなっています。今回の申出については、この例外に該当する分家住宅2件と住宅敷地拡張1件となっており、いずれの場所も農地の縁辺部や集落に接しており、農業に関する公</p> |

共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると認められます。

申出内容の詳細を説明します。まず、事案番号1を説明いたしますので、別冊の4ページをご覧ください。事案番号1の農用地区域編入同意書でございます。土地所有者の住所氏名は、記載のとおりです。児玉町上真下地内の田1筆、面積は記載のとおりです。編入理由は、農用地として利用したいためとなっております。7ページが位置図になります。8ページが付近案内図となりまして、9ページが農用地区域図となっております。丸で囲まれている土地が農用地から除外されて白地となっていることがお分かりかと思えます。10ページが事業計画図になりまして、ピンクのマーカー部分の農地を農用地区域へ編入するものでございます。

次に、事案番号2を説明いたしますので、12ページをご覧ください。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町下真下地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。13ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、児玉北部及び九郷阿保領となっております。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。15ページが位置図になります。16ページが付近案内図となりまして、土地所有者の所有農地のうち、当該土地が一番農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると思われま。19ページが事業計画図となります。

次に、事案番号3を説明いたしますので、21ページをご覧ください。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町宮内地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。22ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当ありません。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。24ページが位置図になります。25ページが付近案内図となりまして、土地所有者の所有農地のうち、当該土地が一番農地の縁辺部にあり、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがない土地であると思われま。28ページが事業計画図となります。

| | |
|------|--|
| | <p>次に、事案番号4を説明いたしますので、30ページをご覧ください。土地所有者・事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、傍示堂地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、農家住宅の敷地拡張です。31ページをご覧ください。こちらは、変更後の使用目的に係る資料でございます。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当ありません。関係法令に基づく許認可等は、農地法第5条の許可となっております。33ページが位置図、34ページが付近案内図となります。37ページが事業計画図となっておりまして、ピンクのマーカ一部分が申請地となりますが、その左部分をご覧ください。市道が昨年10月に寄付により拡張されておりまして、本申出により2メートルの接道を確保したいとのことです。農家住宅の敷地拡張であるため、農業に関する公共投資により得られる効用に著しい支障を及ぼすおそれがないものと思われまます。以上で本議案の事案番号1～4すべての説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>第10号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第10号議案については、原案のとおり変更することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第10号議案については、原案のとおり変更することに同意いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>まず、報告第3号を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>報告第3号を説明いたしますので、25ページをご覧ください。報告第3号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、26ページ及び27ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第4号を事務局よりお願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局長 | <p>報告第4号を説明いたしますので、28ページをご覧ください。報告第4号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、29ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第5号を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>報告第5号を説明いたしますので、30ページをご覧ください。報告第5号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、31ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。農地の一部に農業用施設を建築する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第6号を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>報告第6号を説明いたしますので、32ページをご覧ください。報告第6号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、33ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第7号を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>報告第7号を説明いたしますので、34ページをご覧ください。報告第</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>7号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が35ページから37ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」の4要件となっております。これらの4要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第8号を事務局よりお願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>報告第8号を説明いたしますので、38ページをご覧ください。報告第8号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書は、39ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。この際、暫時休憩いたします。</p> |
| (15:30) | <p>休 憩</p> |
| (15:50) | |
| 議長 | <p>休憩前に引き続き、総会を再開いたします。</p> <p>委員の皆さまからその他何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。</p> |
| 小山委員 | <p>23番小山です。2月21日に埼玉県ときわ会館大ホールにて女性活躍</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>推進研修会につきまして、児玉地区女性農業委員は10名おりますが、本庄の3名と美里町から1名、合計4名で参加して参りました。初めに大分の豊後高田市の農業委員をされております、和泉さんの「女性が輝く農業経営と地域農業への貢献について」という講演を聴きました。その後も、埼玉県農業委員連絡協議会のサイトをやっております秩父の横田さんから、「農業委員会における女性の雇用促進について」という講演を聴きまして、勉強してきました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ご苦労さまでした。 (拍手) そのほか、何かありますか。 (なし、の声) ないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p> |
| 事務局長 | <p>その他連絡事項を説明いたします。A4版の両面刷り1枚をご覧ください。本日は、6点ございます。</p> <p>まず1点目ですが、3月総会の開催予定です。3月27日(月)午後2時から、本庄市役所大会議室において、開催予定でございます。</p> <p>次に、2点目です。市長との懇談会についてでございます。3月27日(月)午後4時から、本庄市役所大会議室で行います。新農業委員会制度移行に向けた協議状況を含めて、懇談をいたしますので、予定をお願いします。</p> <p>次に、3点目です。児玉地方農業委員会連絡協議会研修会及び懇親会についてです。3月15日(水)午後3時30分から五州園において、遊休農地対策をテーマに埼玉県農業会議から記載の講師を招聘し、郡内1市3町のすべての農業委員さんを対象に研修会を開催します。参与として、本庄農林振興センター職員2名も参加予定でございます。午後5時15分から懇親会を予定してまいりまして、来賓1名を招待しております。まだ、出欠の報告をされていない方は、この後休憩時に中村主査へ報告をお願いいたします。</p> <p>次に、4点目です。平成28年度女性の農業委員会活動推進シンポジウムについてです。3月9日(木)午後1時から、都市センターホテルにおいて、女性農業委員を対象に開催され、講演や研修、パネルディスカッションが予定されています。明日までに、出席報告を事務局まで連絡ください。</p> <p>次に、5点目です。農地利用最適化推進委員向け資料についてです。お</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>手元の農地利用最適化推進委員の皆様をお願いしたいことという件名の冊子をご覧ください。こちらは、本年1月に農林水産省が作成したものです。今後、新制度移行に向けての地域での話し合いにご利用いただければと思いますので、皆さまに配付をいたしました。参考にさせていただきたいと思います。</p> <p>次に、6点目、裏面です。その他として、田端会長の3月総会までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。</p> <p>皆さまより何かございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>ないようですので、これでその他連絡事項を終了したいと思います。</p> <p>最後に、閉会の言葉を井上会長代理からお願いしたいと思います。</p> |
| 井上会長代理 | <p>本日は、お忙しい中ご苦勞様でした。以上で、平成29年第2回本庄市農業委員会総会を終了いたします。</p> |

平成29年第2回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

| | |
|------|---------------|
| 開催日 | 平成29年2月27日(月) |
| 開催場所 | 本庄市役所 大会議室 |
| 開会時刻 | 午後2時 |
| 閉会時刻 | 午後3時55分 |
| 会長 | 田端 講一 |
| 会長代理 | 清水 茂則 ・ 井上 孝 |

| 議席番号 | 農業委員氏名 | 出欠状況 | 議事録署名人 | 議席番号 | 農業委員氏名 | 出欠状況 | 議事録署名人 |
|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| 1 | 津久井伊知衛 | 出席 | | 20 | 亀田 伸一郎 | 出席 | ○ |
| 2 | 飯島 和憲 | 出席 | | 21 | 高橋 清一朗 | 出席 | ○ |
| 3 | 宮部 延一 | 出席 | | 22 | 小暮 明男 | 出席 | |
| 4 | 杉田 康隆 | 出席 | | 23 | 小山 文子 | 出席 | |
| 5 | 浅見 精治 | 出席 | | 24 | 庄田 榮 | 出席 | |
| 6 | 小川 忠 | 出席 | | 25 | 堀口 隼雄 | 出席 | |
| 7 | 俣田 裕 | 出席 | | 26 | 池田 稔 | 出席 | |
| 8 | 長沼 茂夫 | 出席 | | 27 | 田端 講一 | 出席 | |
| 9 | 松本 健治 | 出席 | | 28 | 金井 一吉 | 出席 | |
| 10 | 細野 林之助 | 出席 | | 29 | 高橋 博 | 出席 | |
| 11 | 奥原 定雄 | 出席 | | 30 | 欠 番 | | |
| 12 | 金井 裕 | 出席 | | 31 | 福島 清次 | 出席 | |
| 13 | 細野 俊文 | 出席 | | 32 | 福田 光男 | 出席 | |
| 14 | 清水 茂則 | 出席 | | 33 | 池田 芳野 | 出席 | |
| 15 | 塩原 英彦 | 出席 | | 34 | 関根 道夫 | 出席 | |
| 16 | 井上 孝 | 出席 | | 35 | 間正 始 | 出席 | |
| 17 | 坂本 静枝 | 出席 | | 36 | 関根 延一 | 出席 | |
| 18 | 林 秀信 | 出席 | | 37 | 荻野 浩 | 出席 | |
| 19 | 武政 恒雄 | 欠席 | | | | | |

説明員

| | |
|-----------|-------|
| 事務局長 | 飯塚 正英 |
| 局長補佐兼農地係長 | 中西 稔彦 |
| 主査 | 中村 真敏 |

書記

主査 中村 真敏